



2025年1月発行
立正保育園

あけましておめでとうございます

新しい年がスタートしました。昨年は、8月に新型コロナウイルス感染症、4月、10月に手足口病、12月にインフルエンザの流行がありました。子どもは、乳幼児期にさまざまな感染症にかかって免疫をつけていきます。そのため「感染を過度に恐れる必要はないですが、重症化するケースもあるので、いつもと様子が違う場合は、迷わずかかりつけ医を受診」しましょう。子どもたちが健康に過ごせるように、ほけんだよりを通して病気のことや予防方法などをお伝えしていきます。本年もよろしくお祈りします。

今月号は春と秋に行っている、内科検診、歯科検診の様子をお伝えします



ドキドキ、緊張の内科検診

乳児組さんは、園長先生の膝に座って、幼児組さんは後ろから支えてもらい、桑折先生に聴診やのど、全身状態を診てもらいます。小さい子の中には泣く子もいますが、秋の検診では、泣く子も減り、静かに受けています。

緑、青組さんは、歯科衛生士さんに、歯の模型を使って正しい歯のみがき方を教してもらいます。秋の検診時に青組さんは赤染をしてみがき残しのチェックもしてもらいました。



緑組さんの部屋で歯科検診をします。大きな口を開けて橋田先生に虫歯や歯並びを診てもらいます。「年々、虫歯のある子が減ってるね。お家でしっかり歯みがきしているんだろうね」と褒めてもらいました。うれしいですね。みんな静かに並んで待ってます。

秋の歯科検診の結果（虫歯のあった子）

白	0人/9人	黄	0人/24人	桃	0人/24人
赤	1人/23人	緑	2人/24人	青	2人/26人

インフルエンザが流行しています

12月後半から、乳幼児から高齢者まで幅広い年代で感染者が増加しています。年末年始に人の移動や交流が活発になり感染のリスクが高くなります。感染予防のため、咳エチケットや液体せっけんと流水による手洗いなど心がけましょう。



インフルエンザの出席停止期間とは？



インフルエンザにかかると感染防止のため、数日間は保育園や学校を休まなければなりません。学校保健法で「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」を出席停止期間と定められています。インフルエンザ発症後、保育園へ登園可能になるには、「解熱後3日を経過していること」と、「発症後5日を経過していること」の2つの条件を満たす必要があります。発症とは発熱の症状が現れたことを指し、日数を数える時は発症日は含まず、翌日からを発症1日目と数えます。両方の条件を満たさなければならないため、たとえ発症後すぐに解熱し、元気になったとしても、発症から5日間が経過していなければ登園は出来ません。以下の早見表を参考にカレンダーなどで登園可能日を確認してください。不安な場合はかかりつけ医の先生に確認するようにしましょう。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK